

一般海域における
占用公募制度の運用指針

令和元年 6 月

経済産業省 資源エネルギー庁
国土交通省 港湾局

目次

第1章 総則	3
1. 本運用指針の位置付け	3
2. 用語の定義	4
第2章 公募	5
1. 公募占用指針の策定、公示等（本法第13条）	5
(1) 公募占用指針の策定の概要	5
(2) 公募占用指針に定めるべき事項（本法第13条第2項第1号～第16号）	6
1) 発電設備の区分等（本法第13条第2項第1号）	6
2) 促進区域内海域の占用の区域（本法第13条第2項第2号）	6
3) 占用の開始の時期（本法第13条第2項第3号）	6
4) 当該発電設備の出力の量の基準（本法第13条第2項第4号）	6
5) 公募の参加者の資格に関する基準（本法第13条第2項第5号）	7
6) 保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、調達価格の額の決定方法、調達期間、FIT認定の申請の期限（本法第13条第2項第6号～第10号）	7
7) 港湾に関する事項（本法第13条第2項第11号）	7
8) 撤去に関する事項（本法第13条第2項第12号）	8
9) 認定の有効期間（本法第13条第2項第13号）	8
10) 関係行政機関等の長等との調整に関する事項（本法第13条第2項第14号）	8
11) 選定事業者を選定するための評価の基準（本法第13条第2項第15号）	8
12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第13条第2項第16号）	13
(3) 公募占用指針の公示（本法第14条第4項）	16
1) 公示	16
2) 公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示	16
2. 公募占用計画（本法第14条）	16
(1) 公募占用計画の記載事項（本法第14条第2項）	17
1) 占用の区域及び占用の期間（本法第14条第2項第1号及び第2号）	17
2) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等（本法第14条第2項第3号～第14号）	18
3) その他必要な事項（本法第14条第2項第15号）	20
(2) 公募占用計画の提出期間（本法第14条第4項）	22
第3章 選定事業者の選定、公募占用計画の認定	23
1. 選定事業者の選定（本法第15条）	23
(1) 公募占用計画の審査（本法第15条第1項）	23
1) 公募占用指針との適合性の審査（本法第15条第1項第1号）	23
2) 本法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（本法第15条第1項第2号）	23
3) 本法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（本法第15条第1項第3号）	24
4) 公募占用計画の提出者の審査（本法第15条第1項第4号）	24

(2) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定（本法第15条第2項、第3項、第4項）	24
1) 評価（本法第15条第2項）	24
2) 選定及び学識経験者の意見の聴取（本法第15条第3項、第4項）	24
3) 通知（本法第15条第6項）	25
4) その他（選定事業者の辞退等）	25
2. 調達価格等の決定及び公募占用計画の認定（本法第16条、第17条）	26
(1) 調達価格及び調達期間（本法第16条）	26
(2) 公募占用計画の認定（本法第17条第1項）	26
(3) 認定の有効期間等の公示（本法第17条第2項）	26
3. 公募占用計画の変更等（本法第18条）	27
(1) 認定公募占用計画の変更（本法第18条第1項）	27
(2) 変更を認める場合の基準（本法第18条第2項）	28
1) 本法第15条第1項第1号～第3号までに掲げる基準への適合（本法第18条第2項第1号）	28
2) 公共の利益の増進又はやむを得ない事情（本法第18条第2項第2号）	29
(3) 認定公募占用計画の変更内容の公示（本法第18条第3項）	29
(4) 軽微な変更についての変更の届出（本法第18条第4項）	29
第4章 占用公募を行った場合における占用許可	30
1. 選定事業者及び国土交通大臣の義務（本法第19条）	30
(1) 選定事業者の責務（本法第19条第1項）	30
(2) 占用許可及び占用料（本法第10条第6項、第19条第2項）	30
1) 占用許可（本法第19条第2項）	30
2) 占用料（本法第10条第6項）	31
(3) 選定事業者以外の占用の禁止（本法第19条第3項）	31
第5章 地位の承継、認定の取消	32
1. 地位の承継（本法第20条）	32
(1) 選定事業者の一般承継人（本法第20条第1項第1号）	32
(2) 発電設備の所有権等を取得したもの（本法第20条第1項第2号）	32
2. 計画の認定の取消し（本法第21条）	33
第6章 罰則	34
1. 罰則（本法第31条、第32条）	34
第7章 本運用指針の補足	35
1. 運用指針の補足	35
別紙 参加資格	36

第1章 総則

1. 本運用指針の位置付け

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「本法」という。）においては、経済産業大臣及び国土交通大臣が、本法第7条により政府が定める基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、気象、海象その他の自然的条件が適当であること、航路及び港湾の利用、保全及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことがないこと、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることなど一定の基準に適合するものを海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定することとされている。促進区域の指定後は、当該促進区域において海洋再生可能エネルギー発電事業（以下「発電事業」という。）を長期的、安定的かつ効率的に実施することが可能であると認められる者を公募によって選定することとなる。
- (2) 占用公募制度における法定の手続は以下のとおりである。
 - ① 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の整備を行うことにより発電事業を行うべきものを選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び促進区域内海域の占用に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めなければならない（第13条）。
 - ② 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、その設置しようとする発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない（第14条）。
 - ③ 経済産業大臣及び国土交通大臣が、提出された公募占用計画を審査・評価し、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる者を選定事業者として選定する（第15条）。
 - ④ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画を認定し、当該計画の概要、有効期間（最大30年間）、占用期間及び指定した促進区域内の占用の区域等を公示する（第17条）。
- (3) また、公募占用計画の認定を受けた選定事業者に対しては、以下の義務が課せられるとともに、占用にかかる地位が与えられることとなる。
 - ① 選定事業者は、認定公募占用計画に従って発電設備の設置及び維持管理をしなければならない（第19条第1項）。
 - ② 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき第10条第1項の占用の許可の申請があった場合、当該許可を与えなければならない（同条第2項）。
 - ③ 選定事業者以外の者は、経済産業大臣及び国土交通大臣により公示された占用期

間内は、公示された促進区域内海域の占用の区域について、占用の許可を申請することができない（同条第3項）。

- (4) 本運用指針は、占用公募制度の具体的な運用方針を記載したものである。

なお、経済産業大臣及び国土交通大臣による促進区域の指定に関する具体的な運用については、別途定める「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」を参照されたい。

2. 用語の定義

海洋再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）

本法における発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブルを含めるものとする。

第2章 公募

1. 公募占用指針の策定、公示等（本法第13条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において発電設備の整備を行うことにより発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、法13条の規定に基づき公募占用指針を定めなければならない。

(1) 公募占用指針の策定の概要

本法第13条第1項の規定に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において発電設備の整備を行うことにより発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募占用指針を定めなければならない。

また、公募占用指針には、本法第15条第1項各号に基づき、以下の事項について記載することとされている。

- ① 発電設備の区分
- ② 促進区域内海域の占用の区域
- ③ 促進区域内海域の占用の開始の時期
- ④ 発電設備の出力の量の基準
- ⑤ 公募の参加者の資格に関する基準
- ⑥ 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- ⑦ 供給価格上限額
- ⑧ 公募に基づく電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法
- ⑨ 対象発電設備区分等に係るFIT法第3条第1項に規定する調達期間
- ⑩ FIT法第9条第1項の規定による認定の申請の期限
- ⑪ 港湾に関する事項
- ⑫ 撤去に関する事項
- ⑬ 公募占用計画の認定の有効期間
- ⑭ 関係行政機関の長等との調整能力
- ⑮ 評価の基準
- ⑯ その他必要な事項

このうち、④から⑩までの各項目を定めようとするときは、本法第13条第4項に基づき、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならず、当該意見を尊重した上で定めることとされており、また、⑮評価の基準を定めようとする

きは、本法第13条第5項に基づき、あらかじめ、関係都道府県知事と学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。

(2) 公募占用指針に定めるべき事項（本法第13条第2項第1号～第16号）

本法第13条第2項各号において公募占用指針に定めなければならない事項を規定している。具体的に記載すべき事項は、以下のとおりとする。

1) 発電設備の区分等（本法第13条第2項第1号）

公募の対象とする発電設備の区分を記載する。

具体的には、促進区域における自然的条件等を踏まえ、「風力発電設備（着床式洋上風力）」又は「風力発電設備（浮体式洋上風力）」などと記載する。

2) 促進区域内海域の占用の区域（本法第13条第2項第2号）

促進区域内海域の占用の区域をその詳細が明らかとなるよう面積を記載するとともに位置図を添付する。

3) 占用の開始の時期（本法第13条第2項第3号）

公募後に選定事業者が発電設備の建設工事に着手し、海域の占用を開始するまでには、発電設備の詳細設計のために必要な調査・調整や、環境影響評価法に基づく調査・予測・評価及び施設の設計等（以下「各種調整及び調査設計等」という）を行うことが必要となるため、占用の開始の時期は、各種調整及び調査設計等に要する期間に左右されることとなる。

一般的には、各種調整及び調査設計等に5年程度の期間を要するとみられることから、公募占用指針においては、各種調整に要する期間を考慮し1年程度の余裕をみて、例えば『法第19条第1項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用開始の時期は、認定から原則6年以内とする』と記載する。

4) 当該発電設備の出力の量の基準（本法第13条第2項第4号）

「出力の量の基準」とは、事業者が公募に参加する際に提案可能な発電設備の出力の範囲をいう。その内容については、系統に流れる電気は系統容量を限度としたうえで、促進区域の指定時に決められた出力（系統容量¹）から±20%の範囲で、事業者の裁量を認める方向で調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して定める。

ただし、例えば、日本版コネクト&マネージ（想定潮流の合理化）を踏まえた系

¹ 促進区域の面積に比べて確保された系統が大きい場合はダウンサイジングの必要性等を検討する。

統状況に影響を与える場合など、このような範囲で発電設備を設置することが技術的に難しい場合もあるため、事業者の裁量の範囲については、地域の系統状況等も踏まえ、促進区域の指定時に決められた出力から±20%の範囲で、一般送配電事業者と協議の上、公募占用指針毎に決定する。

5) 公募の参加者の資格に関する基準（本法第13条第2項第5号）

「公募の参加者の資格に関する基準」は、調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して定める。参加資格の例示は別紙のとおりとする。

6) 保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、調達価格の額の決定方法、調達期間、FIT認定の申請の期限（本法第13条第2項第6号～第10号）

保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、調達価格の額の決定方法、調達期間²、FIT認定の申請期限については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）に基づく入札の事例等を参考にしつつ、調達価格等算定委員会の意見を聴いた上、これを尊重して定める。

7) 港湾に関する事項（本法第13条第2項第11号）

以下の条件を満たす基地となる港湾を明示する。

- ① 当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる発電設備の規模と、区域指定時点で想定されるSEP船等の能力に鑑みて、発電設備の効率的な設置及び維持管理が可能と見込まれること。
- ② 外貨貨物の輸入や国内貨物の輸送に使用可能な岸壁を有し（見込み含む）、当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる発電設備の規模及び、区域指定時点で想定される発電設備の諸元に鑑み、適当な耐荷重の岸壁及び適当な耐荷重、広さのふ頭用地を有する（見込み含む）こと。

² 本法上、公募占用計画の有効期間は最大30年間とされているが、これは、環境アセスメント（4～5年程度）と建設作業（2～3年程度）、事業実施（20年程度）、撤去（2年程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているものである（事業実施期間20年は現行のFIT制度における調達期間を前提としたもの。本法においては調達価格等算定委員会の意見も聞いたうえで調達期間を定めることとなる）。このため、発電事業の実施期間は基本的には20年間で想定しているものの、選定された事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、調達期間が現行通り20年間であることを前提としても、FIT認定期間外の事業として20年後も事業を継続することは可能であり、公募の際に、事業実施期間を20年以上（例えば25年）に設定して公募占用計画を作成することも可能である。ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、調達期間を短くするといった方向で、調達価格等算定委員会の意見も聞いたうえで、公募占用指針において調達期間を決めることとなる。

また、1つの港湾には複数のふ頭があるため、利用可能なふ頭を明示する。

8) 撤去に関する事項（本法第13条第2項第12号）

「撤去に関する事項」については、以下の事項に留意し、撤去の考え方を含めた計画を策定しなければならないことを明記する。

- ① 撤去に当たっては、関係法令を遵守すること
- ② 占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備えた撤去方法や撤去費用の確保に関する方法を示すこと（※）

※ 欧州においては、事業終了時に発電設備を撤去することとしているほか、事業者に対し、政府宛の銀行の保証状の差入れ等の方法により、解体・撤去費用を確保するための措置を講じている。本法の運用に当たっても、選定事業者に対し、第三者による保証など、倒産時を含めて撤去を確実に担保するための方策を義務付けることとする。第三者の保証については、差し入れる保証の額や保証の開始時期等について、海外の事例等を踏まえ、公募占用指針において定める。

9) 認定の有効期間（本法第13条第2項第13号）

洋上風力発電事業は、長期にわたる運転が想定されるとともに、各種調整及び調査設計等の準備についても一定程度の期間を要することが見込まれるため、当該占用に係る事業の安定性を確保する観点から、本法第17条第1項の認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、本法第13条第3項の規定を踏まえ、原則30年とすることとし、公募占用指針にその旨を明記する。

10) 関係行政機関等の長等との調整に関する事項（本法第13条第2項第14号）

洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施にあたっては、関係法令を厳守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長とよく調整し、理解にずれが生じないように努めることとする旨を公募占用指針に記載する。

11) 選定事業者を選定するための評価の基準（本法第13条第2項第15号）

評価基準は、以下の方針を原則としつつ、関係都道府県知事及び2名以上の学識経験者の意見を聴取したうえで定める。

① 評価基準の基本的な考え方

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、価格と事業の実現性に関する要素を総合的に評価することとし、その方法は各項目を独立して評価する加算方式により行うことを基本とする。

なお、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当初は1：1とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。

また、価格と事業の実現性に関する要素については以下のとおり評価することとする。

ア 価格の評価

価格は以下の算出式により評価する。

価格点 = (最低入札価格／提案価格) × (満点【120点】)

イ 事業の実現性に関する要素の評価

事業の実現性に関する要素は、(i)事業の実施能力、(ii)地域との調整や事業の波及効果という観点から評価することとする。

(確認の視点及び確認の方法)

各項目の具体的な確認の視点及び確認方法は、以下を目安として、地域ごとの特性に応じて公募占用指針において定めることとする。

【事業実現性に関する項目（例）】

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
事業の実施能力	事業の確実な実施	➤ 事業実施実績	下請けを含めて、 ・洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。 又は ・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに、海洋土木工事の実績があること
		➤ 事業計画の実現性	・スケジュール、発電設備の計画、施工計画、維持管理計画及び収支計画（※）等の具体性、実現可能性、信頼性
		➤ リスクの特定及び分析	・事業撤退に至るリスクを分析しており、対応可能か ・建設に関するリスク（適切な製造業者、設置船、特定の設置機器の有無等） ・維持に関するリスク（技術的な阻害要因） ・財務管理に関するリスク（風力変動に備えた対応）
		➤ 財務計画（資金計画、収支計画）の適切性	・財務計画（資金計画、収支計画）等を確認
	安定的な電力供給	➤ 電力の安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策はできているか。特にサプライチェーン等の関係で早期復旧が可能か（早期復旧能力を有する国内サプライチェーン又はそれと同等のその他のサプライチェーンの形成計画が策定されているか）	・部品等はどこで製造し、どこで保管等し、どのように部品供給するか ・修理のための施設はあるか ・サプライチェーン形成計画を提出
		➤ 将来的な電力価格削減策があるか。特に価格削減に資するサプライチェーンの形成計画等が作成されているか	・コスト削減策を含むサプライチェーン形成計画を提出
		➤ 最先端の技術を導入し、業界を先導する取組みを行っているか	・最先端技術（施工技術を含む。）の導入状況

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
地域との調整、地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力	➤ 地域との調整のため、関係行政機関の長等と調整を行う者の実績	・関係行政機関の長等との調整の実績 - 国内の洋上風力における実績 - 国内の陸上風力における実績 - その他国内における実績
	周辺航路、漁業等との協調・共生	➤ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法	・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが明らかにされているか
	地域への経済波及	➤ 地域への経済波及はどれくらい見込まれるか	・例えば以下を確認 - 地元雇用がどこにどれだけ増えるか - 地元工場等がどれだけつくれ、どれだけ投資が促進するか 等
	国内への経済波及	➤ 国内への経済波及はどれくらい見込まれるか	・例えば以下を確認 - 国内雇用がどこにどれだけ増えるか - 国内工場等がどれだけつくれ、どれだけ投資が促進するか 等

※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつコスト縮減する取り組みを計画的に進めることとする。

（評価の配点）

事業の実現性に関する要素の評価の配点については、一定の目安を設けることとし、以下を原則として公募占用指針において定めることとする。

i) 「事業実施能力」と「地域との調整等」に関する項目の評価の配点

確実な事業実施の観点から事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電を実施する上では、地元の理解を得ることが不可欠である。このことを踏まえ、事業実施能力と地域との調整等の配点は2：1とする。

ii) 事業実現性に係る各要素の評価の配点

事業実施能力のうち、「事業の確実な実施」のために必要な要素については、地元理解等も含めて、大前提となるものであるため、特に重きを置くこととする。

そのほかの「地域との調整」と「地域経済等への波及効果」等の項目については、それぞれが重要であり、これらが合わさって初めて国民や地元理解が得られるものであるため、同等に評価する。

(採点方法)

事業の実現性に関する要素の評価の採点方法は、以下のとおりとする。

- i) 5段階の階層を設けて採点する。
- ii) 各項目のトップランナーを満点として、トップランナー(100%)、ミドルランナー(70%)、最低限必要なレベル(30%)、不適切とまではいえないレベル(0%)、不適切(失格)として採点する。
- iii) 「事業計画の実現性」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」「国内経済への波及効果」については、トップランナーは1者として採点する。

上記を踏まえ、以下の配点案を1つの原則として、公募占用指針において定める。

【事業実現性に関する要素の配点案】

事業実現性に関する評価項目【120点】									
事業の実施能力【80点】					地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】				
事業の確実な実施【65点】			安定的な電力供給【15点】		地域との調整【20点】		波及効果【20点】		
実績【30点】	事業実現性【35点】			安定的な電力供給【15点】		地域との調整【20点】	地域経済等への波及効果【20点】		
事業実施実績【30点】	事業計画の実現性【20点】	リスクの特定及び対応【15点】	財務計画の適切性【0点】	電力安定供給と将来的な価格低減【10点】	最先端技術の導入【5点】	関係行政機関の長等との調整能力【10点】	周辺航路、漁業等との協調・共生【10点】	地域経済への波及効果【10点】	国内経済への波及効果【10点】
・極めて適切な実績（国内の実績に限る）【30点】	・最も確実に事業を実現【20点】	・極めて適切なリスク分析と対応【15点】		・両方の観点から極めて適切な対応【10点】	・世界初の最先端技術導入を進めている【5点】	・国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【10点】	・最も協調・共生の可能性が高い【10点】	・最も地域経済への波及効果がある【10点】	・最も国内経済への波及効果がある【10点】
・優れた実績（海外の実績を含む）【21点】	・優れている【14点】	・優れている【11点】		・片方の観点が極めて適切に対応しており、もう片方の観点も優れている【7点】	・今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている【4点】	・国内陸上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】
・良好な実績（海外の実績を含む）【9点】	・良好【6点】	・良好【5点】		・良好【3点】	・汎用的な技術の中で最も進んでいる技術の導入【2点】	・その他の調整に係る有意義な実績【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】
・実績なし【失格】	・事業実現可能性があると云えない【失格】	・事業実現可能性があると云えない【失格】	・事業実現可能性があると云えない【失格】	不適切とまでは言えないレベル【0点】		・実績があっても、能力がないと判断できる場合【失格】			

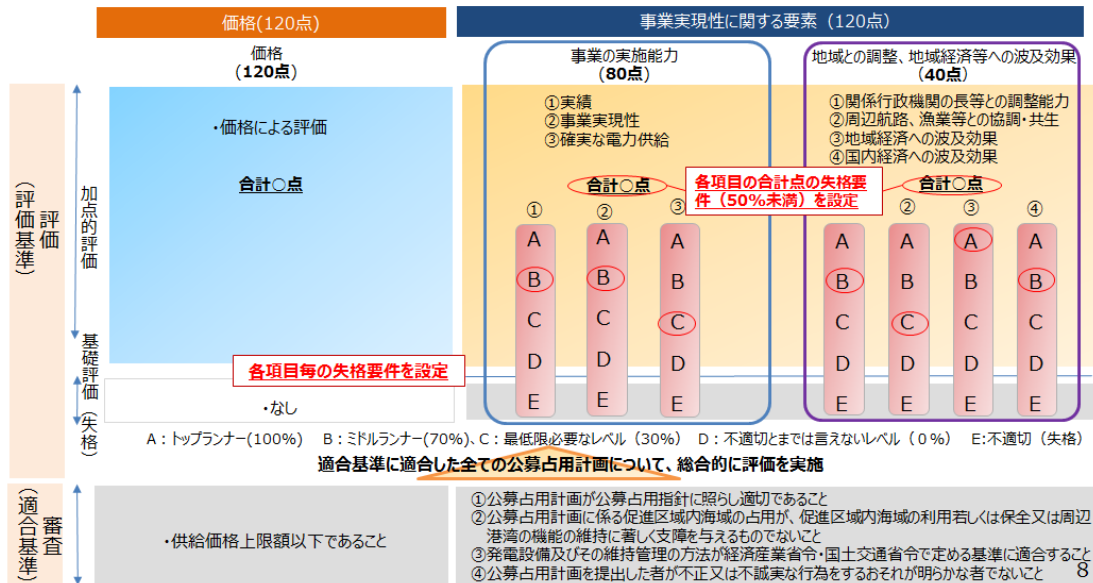
ウ 事業実現性に関する要素に係る最低限必要な評価レベル（失格要件）

事業の確実な実施のため、各項目について失格要件（その点数に達しない場合には他の項目の点数にかかわらず不選定とする基準点）を設定する。

加えて、事業実施の確実性を高めるため、事業実現性に関する評価項目の合計点についても失格要件を設定する。

具体的な合計点の失格要件は、原則として 50%とする。

【失格要件の設定イメージ】



12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第13条第2項第16号）

公募占用計画に記載すべき事項等公募の実施に当たり必要となる以下の事項等について記載する。

① 公募占用計画に記載すべき事項

後述2. の公募占用計画に記載すべき事項について、公募占用指針に記載する。

② 占用の許可条件

国土交通大臣が促進区域の占用を許可する際には、本法第10条第5項に基づき、国土交通大臣が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができるとされている。

洋上風力発電施設の設置・運営にあたり占用を許可する際に付する特有の条件として、例えば、次の事項が考えられ、これらについて公募占用指針に記載する。

- ・選定事業者は、発電設備の設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること
- ・台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事にあたって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。
- ・再生可能エネルギー発電設備の下部工は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能に関して港湾法第56条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること。

- ・選定事業者は、撤去費用を確保すること。 等

③ 提供情報

経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定に係る調査において入手した促進区域の指定の基準に関する情報や他の施策との関係で配慮すべき事項に関する情報等（※）については、公募占用指針等により可能な限り事業者へ情報提供することとする。

※促進区域の指定に係る調査において入手した情報の詳細については、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン「第4章 促進区域の指定に係る手続」「5. 区域の状況の詳細調査」参照。

特に風況と海底地質については、情報収集に要する時間・コストを勘案しつつ、以下の調査項目・調査方法を目安とし、専門的な見地も踏まえ、区域の実状に応じて情報を提供することとする。

ア. 風況は、事業性（収入）に特に大きな影響を与えることから、少なくとも実測（10分平均データの積上げ・連続12ヶ月間で観測）による1年間の風況データの調査を目安とする。

風況データの収集は、最大限精度高いデータを収集するため、最新の技術を用いた観測方法（スキャニングライダー、フローティングライダーを用いた観測等）によることとする。

なお、現時点では、精度の高い風況観測の手法についての技術的精査がなされている途上である。このため、手法の精査を進めつつ、上記の調査によって得られた観測データは国が当該データと同じ風況等を保証するものではないことを公募占用指針に明記する。

イ. 海底地質は事業性（支出）に特に大きな影響を与えることから、少なくとも実測（地盤ごとのボーリング調査・音波探査）による地質データの調査を目安とする。

公募時に提供する風況及び地質に係る情報は上記ア.イ.を原則とするが、当初の促進区域案の決定・公募においては、以下のとおり、風況シミュレーションを活用するなどして暫定的に調査結果をまとめつつ、その後も情報収集を継続した上で情報を追完することとする。

ア 促進区域案の決定時には、主としてNEDO風況シミュレーションマップを活用する。

イ 公募時には、当該時点までに収集可能な実測データを提供するとともに、専門的な知見を踏まえつつ、1年間の風況シミュレーションを行うことを検討する。

ウ その後、引き続き風況の実測を継続し、1年間の実測データが得られた時点で、当該データを追加的に公表する。

④ その他必要な事項

ア 承継される系統の容量とその価格

- ・公募の実施に当たり、事業者が確保している系統を活用する場合³は当該系統に係る契約を事業者間で承継することとなるため、承継すべき系統の容量とその価格を公募占用指針に明記する。

※当該価格は承継する者とされる者が、不当に利益を得、又は不当な不利益を被らないように、当該承継に必要な客観的に計算された価格とする

※選定された事業者が、承継される容量以下で事業を実施する場合も、公募占用指針に記載される承継される系統の容量のすべてについて承継を受けることとする。

イ オプションの付与

- ・公募の検討に当たり、欧州の取組みを参考とした一定のオプションを付与する場合⁴には、その旨を明記する。

ウ 漁業・地域との協調の在り方について

- ・漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が整った意見のうち公募の条件となる事項については、その内容を公募占用指針に記載する。また、協議会において、選定事業者による漁業影響調査の実施及びその方法について協議し、その内容を公募占用指針に記載する。

エ 公募占用計画の履行状況の報告について

- ・法第25条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣は必要な限度において報告徴収ができる旨規定されていることを踏まえ、公募占用計画の実施状況を確認するため、選定事業者は公募占用計画の履行状況等に関する報告を経済産業大臣及び国交大臣に定期的（少なくとも年に1度）に実施することとし、その旨を公募占用指針に記載する。

³ 系統を確保している事業者が当該系統を占有権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統を承継すること）を希望している場合、当該系統に係る契約を事業者間で承継することを条件に公募を実施することとなる。なお、公募の結果に従って適切に系統に係る契約を承継しなかった場合は、一定の期間、公募の参加を認めないこととする。

⁴ 例えばドイツでは、先行して調査を実施している事業者が、調査結果をすべて国に引き渡すことを条件に、入札において他の事業者が提示した最低価格と同額で事業の実施が可能な場合は当該事業者が落札できることとしている。

オ. 順守すべき事項について

- ・ 以下の内容について順守することを公募占用指針に記載する。
 - i) 公募の開始から終了までの間は、地元関係者への接触は行わないこと
 - ii) 公募占用指針に記載された事項及び公募占用計画に従って事業を実施すること
 - iii) 当該公募のために自らが確保している系統を活用することを希望した事業者は、他の事業者が選定された場合は速やかに承継し、選定された事業者は速やかに承継を受けること。承継は公募占用指針に記載されたすべての容量及び価格により実施すること。
 - iv) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと
 - v) 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電設備に係る関係法令を遵守すること

(3) 公募占用指針の公示（本法第14条第4項）

1) 公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針を策定した場合においては、ホームページへの掲載その他の方法により、これを公示する。公募占用指針の公示期間は公募占用計画の提出期限までとする。

2) 公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示

公示後の公募占用指針の変更又は取消しは、原則として避けるべきであるが、やむを得ない事情がある場合には、変更又は取消しを行うことがあり得る。

公募占用指針の変更又は取消しを行った場合には、遅滞なくこれを公示するとともに、変更した場合は、公募占用指針を策定した場合に準じて、公募占用計画の策定期間に配慮し、十分な期間、これを公示するものとする。

2. 公募占用計画（本法第14条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従って、公募に応じて選定事業者となろうとする者から公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、占用の区域及び期間、発電設備の構造、施工計画等（工事や維持管理の方法等）及び財務状況（資金計画、収支計画）に加え、事業実施体制等の記載を求めることとする。

(1) 公募占用計画の記載事項（本法第14条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従い、公募に応じて選定事業者になろうとする者に対し、公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、本法第14条第2項に基づき、次に掲げる事項の記載を求めるものとする。

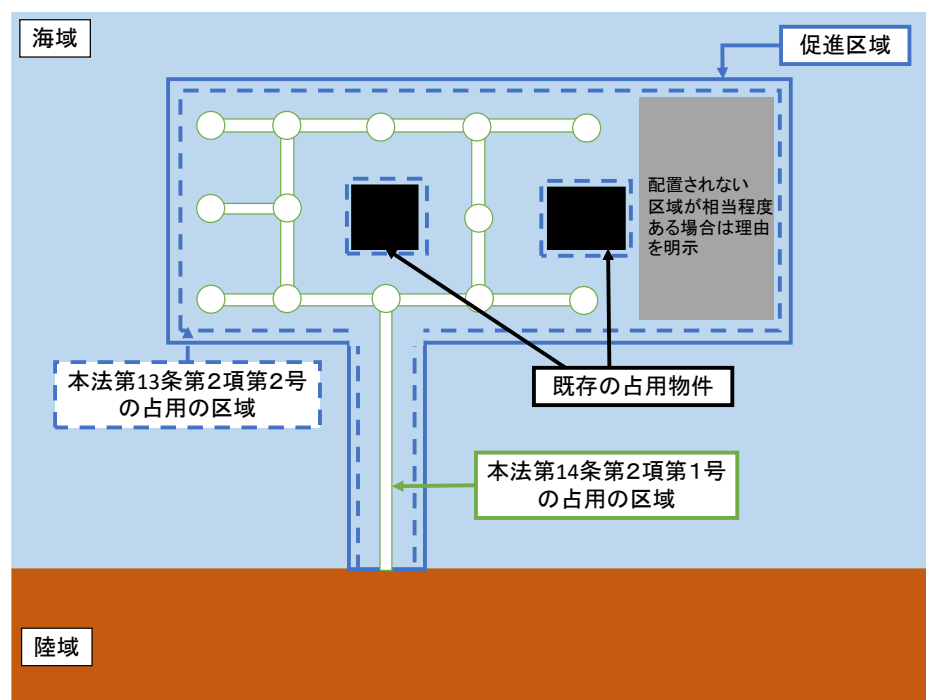
なお、洋上風力発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出する旨記載するよう求めるものとする。

1) 占用の区域及び占用の期間（本法第14条第2項第1号及び第2号）

① 促進区域内海域の占用の区域

公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される発電設備の配置場所の記載を求めるものとする。なお、公募占用指針で示した占用の区域は、あくまで対象区域であり、占用の許可の申請が必要となる区域は、対象区域のうち、発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域のみになることに留意することが必要である。また、当該配置場所とする理由を添えることとし、特に事業者が提示した洋上風力発電施設の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域（対象区域）を大きく下回る場合は、その理由について明示するよう求めるものとする。

【法14条第2項第1号に基づく占用の区域等のイメージ】



② 促進区域内水域等の占用の期間

占用の開始時期及び占用の期間を記載する。なお、占用の期間は公募占用計画の認定の有効期間内で記載を求めるものとする。

2) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等（本法第14条第2項第3号～第14号）

① 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

一 発電事業の内容、開始時期及びその期間が把握できる資料とする。

※ 本法上、公募占用計画の有効期間は最大30年間とされているが、これは、環境アセスメント（4～5年程度）と建設作業（2～3年程度）、事業実施（20年程度）、撤去（2年程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているものである（事業実施期間20年は現行のFIT制度における調達期間を前提としたもの。本法においては調達価格等算定委員会の意見も聞いたうえで調達期間を定めることとなる）。このため、発電事業の実施期間は基本的には20年を想定しているものの、選定された事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、調達期間が現行通り20年間であることを前提としても、FIT認定期間外の事業として20年後も事業を継続することは可能であり、公募の際に、事業実施期間を20年以上（例えば25年）に設定して公募占用計画を作成することも可能。ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、調達期間を短くするといった方向で、調達価格等算定委員会の意見も聞いたうえで決められることとなることになる。事業者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある。

なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取った場合に、占用の更新が認められる。

② FIT法第3条第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等

一 公募占用指針で示した内容を踏まえた記載を求める。

③ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備等の構造

－構造（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料とする。

④ 工事实施の方法

－工事の施工計画が把握できる資料とする。

⑤ 工事の時期

－工事の工程が把握できる資料とする。

⑥ 当該発電設備の出力

－発電設備の出力が把握できる資料とする。

⑦ 供給価格

－当該区域において発電事業を実施する際の供給価格を記載する。

⑧ 当該発電設備の維持管理の方法

－保守点検及び維持管理の方法及び体制が把握できる資料とする。

⑨ 当該発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第1号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項

－発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と定期的に利用する港湾の名前並びに利用するふ頭の名前及び諸元を記載するとともに、ふ頭の位置図を添付する。

⑩ 促進区域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占有をしないこととなった場合における当該発電設備の撤去の方法

－撤去方法及び撤去費用の確保に関する方法が把握できる資料とする。

⑪ 関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項

－関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。

⑫ 資金計画及び収支計画（本法第14条第2項第14号）

－資金計画

：事業費、資本金額、出資者、出資比率

：借入額、借入の形式、金利、想定する金融機関等

：債権を発行する場合はその種類及び発行条件

：キャッシュフロー計算書

－収支計画

：調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M費用、撤去費用
（積立内容を含む）占用料、設備利用率、収入見込を記載した損益
計算書

：内部収益率（IRR）

－資金調達の体制

：資金調達方法、応募企業等の格付け、純資産、金融機関のLOI、金
融機関の格付け、金融機関の自己資本比率、融資の実績）

3) その他必要な事項（本法第14条第2項第15号）

施行規則4条において掲げる選定事業者となろうとする者の氏名、生年月
日等のほか、以下の事項について、公募占用計画への記載を求めることとする。

ア 評価基準に係る事項について

本法第13条第2項第15号の評価基準に基づく評価を実施するに当たり必
要な事項について、公募占用計画への記載を求めることとする。

【評価基準を踏まえた記載事項の例】

① 事業の実施能力に関する事項

（事業の確実な実施）

・事業実施実績（各企業の役割に応じた実績）

－実績の詳細を記載すること（ウィンドファームの規模や実績の期間
等）

※長期的、安定的、効率的の観点から適切な実績であると考えた場合
は、その根拠を添えること

・事業計画

－事業全体のスケジュール、施工計画、維持管理計画 等

－事業の実施体制（応募企業または代表企業及びその他の構成員並び
にそれらの協力企業の役割分担、出資比率、施工・O&Mの体制）

－その他事業計画の実現性の根拠となる資料

・リスクの特定及び分析

－建設に関するリスクと対応方針（適切な製造業者、設置船、特定の
設置機器の有無等）

－維持に関するリスクと対応方針（技術的な阻害要因等）

－財務管理に関するリスクと対応方針（風力変動に備えた対応等）

－その他事業撤退に至るリスクと対応方針

(安定的な電力供給)

- ・ サプライチェーン形成計画
- ・ 故障時に早期復旧するための方策（部品はどこで製造し、どこで保管等し、どのように部品供給するのか、修理のための施設はあるか、サプライチェーン形成計画がどのように早期復旧に資するか等）
- ・ 将来的な電力価格削減策（サプライチェーン形成計画がどのように電力価格削減につながるのか等）
- ・ 最先端技術（施工技術含む）の導入状況

② 地域との調整、地域経済等への波及効果に関する事項

(関係行政機関の長等との調整能力)

- ・ 関係行政機関の長等との調整の実績
 - －国内の洋上風力における実績
 - －国内の陸上風力における実績
 - －その他国内における実績

(周辺航路、漁業等との協調、共生)

- ・ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法（関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者と、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか等）

(地域経済への波及効果)

- ・ 地域経済への波及効果の見込み（地元雇用がどこにどれだけ増えるか、地元に工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が促進するか、地元の物流拠点等をどの程度利用するか等）

(国内経済への波及効果)

- ・ 国内経済への波及効果の見込み（国内への経済波及はどれくらい見込まれるか、国内雇用がどこにどれだけ増えるか、国内に工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が促進するか、国内の物流拠点等をどの程度利用するか 等）

イ 公募占用計画の履行状況の報告について

本法25条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣は必要な限度において報告徴収ができる旨規定されていることを踏まえ、公募占用計画の実施状況を確認するため、選定事業者は公募占用計画の履行状況等に関する報告を経済産業大臣及び国土交通大臣に定期的（少なくとも年に1度）に実施することとし、報告するタイミング及び実施体制を公募占用計画に記載することとする。

ウ 順守すべき事項について

以下の内容について順守することの宣誓書を添付することとする。

- i) 公募の開始から終了までの間は、地元関係者への接触は行わないこと
- ii) 公募占用指針に記載された事項及び公募占用計画に従って事業を実施すること
- iii) 当該公募のために自らが確保している系統を活用することを希望した事業者は、他の事業者が選定された場合は速やかに承継し、選定された事業者は速やかに承継を受けること。承継は公募占用指針に記載されたすべての容量及び価格により実施すること。
- iv) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと
- v) 当該公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から、当該電気事業者がその供給する電気の電圧及び周波数の値を電気事業法第二十六条第一項（同法第二十七条の二十六第一項の規定により準用される同法第二十六条第一項の規定を含む。）に規定する経済産業省令で定める値に維持するために必要な範囲で、当該再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力すること
- vi) 当該公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること
- vii) 当該公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供するものであること。
- viii) 当該公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供するものであること。

(2) 公募占用計画の提出期間（本法第14条第4項）

公募占用計画の提出期限は、公募占用指針を公示した日の翌日から原則として6か月以上の期間をとって設定することを基本とする。提出期限までに経済産業大臣及び国土交通大臣が指定する提出場所に到達しなかった公募占用計画は受理しないこととし、その旨及び提出場所を公募占用指針に記載するものとする。

第3章 選定事業者の選定、公募占用計画の認定

1. 選定事業者の選定（本法第15条）

公募による事業者選定は以下の2段階のプロセスで実施する。

- ① 事業者が提出した公募占用計画につき、本法第15条第1項各号に掲げる基準（以下「適合基準」という。）に適合していることを審査する。
- ② 適合基準に適合する全ての公募占用計画について評価の基準に従い評価し、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である」と認められる者を選定する。

【事業者選定手続のイメージ】



(1) 公募占用計画の審査（本法第15条第1項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者となろうとするものから公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が本法第15条第1項各号の適合基準に適合するかを審査しなければならない。

適合基準は、発電事業を実施する上で最低限必要な基準（事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準）とし、その審査は、事務局で実施する。

1) 公募占用指針との適合性の審査（本法第15条第1項第1号）

当該公募占用計画について、供給価格が供給価格上限額以下であることその他公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、本法第13条第2項に示された公募占用指針の各項目について、明らかに指針の求める要求事項に合致していない計画は不適合とする。

2) 本法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（本法第15条第1項第2号）

当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が本法第10条第2項の許可をして

はならない場合に該当しないものであることを審査する。

具体的には、促進区域内の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画は不適合とする。

3) 本法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査 (本法第15条第1項第3号)

発電設備及びその維持管理の方法については、施行規則5条に定める基準に適合することを審査する。

4) 公募占用計画の提出者の審査 (本法第15条第1項第4号)

公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。原則として、前記「公募の参加者に関する基準」に基づき審査する。

(2) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定 (本法第15条第2項、第3項、第4項)

1) 評価 (本法第15条第2項)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画が適合基準に適合していると認められるときは、その全ての公募占用計画について、公募占用指針に示した評価基準に従って評価を行う。

2) 選定及び学識経験者の意見の聴取 (本法第15条第3項、第4項)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、評価の基準に基づく評価に従い、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。

経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者を選定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。前記のとおり、評価基準が定性的な基準であることを踏まえ、公募占用計画の評価は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行うこととする。

第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第2号イ及びロ、同項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることと

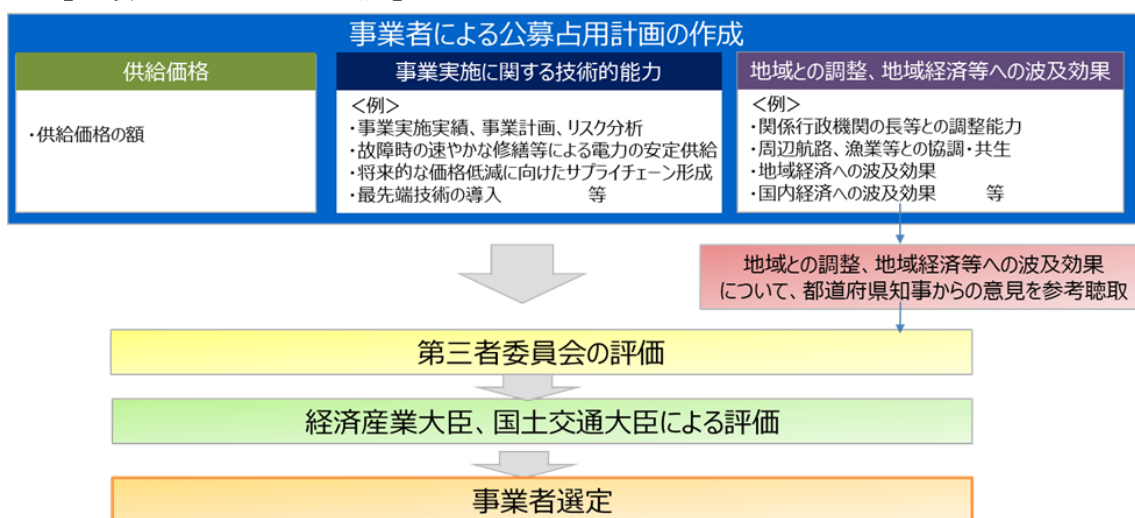
する。ただし、選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。

なお、評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施する。また、公募においては、地域との調整が評価基準とされているところ、公正な評価を行うためには、公募の期間中、事業者が地元の関係者と接触してはならないこととする。

※ 具体的には、以下のような方策が考えられる。

- ① 事業者が公募に参加する際に、公募の開始から終了までの間は、地元関係者への接触は行わないことの宣誓書の提出を求める。
- ② これに違反したことが発覚した場合、①公募占用計画の取消し、②一定期間公募への参加を認めないこと、といった措置を検討する。

【公募占用計画の評価】



3) 通知（本法第15条第6項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の審査、評価により選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。また、選定の結果及びその理由について、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

4) その他（選定事業者の辞退等）

選定事業者の辞退等については、法律上は特段の定めはなく、経済産業大臣及

び国土交通大臣は、認定前の繰上げが発生しないよう慎重に事業主体の選定を行うことが望ましい。

ただし、選定事業者の公募占用計画に不備があった場合、または選定事業者が辞退した場合には、あらかじめ公募占用指針に定めた上で、適切な候補者がある場合には、他の参加者を繰り上げて選定事業者とする。

選定事業者が認定後に事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じ、再度公募を行うことが望ましい。

2. 調達価格等の決定及び公募占用計画の認定（本法第16条、第17条）

経済産業大臣は、公募の結果を踏まえ、選定事業者における発電設備に係る調達価格及び調達期間を定め、これを告示する。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者の選定、通知後、公募占用計画が適当である旨を認定し、認定したときは、認定を受けた公募占用計画の概要、認定した日及び認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

(1) 調達価格及び調達期間（本法第 16 条）

経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における発電設備に係る調達価格及び調達期間を定め、これを公示する。

(2) 公募占用計画の認定（本法第 17 条第 1 項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者を選定し、その旨を通知後、選定事業者が提出した公募占用計画を認定するものとする。

(3) 認定の有効期間等の公示（本法第 17 条第 2 項）

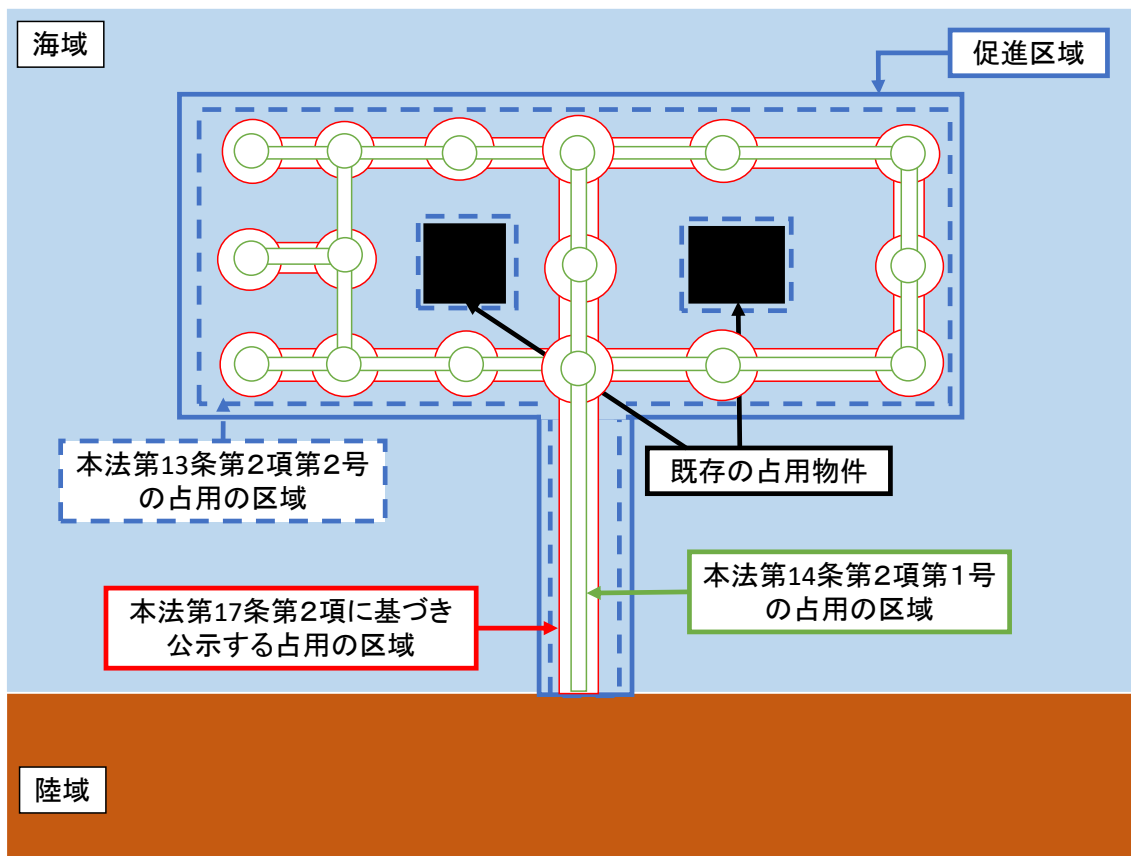
経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画を認定したときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した促進区域内の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

なお、本規定に基づき公示する促進区域内の区域は、本法第10条第3項の規定により、選定事業者以外の者が占用許可の申請ができない区域となるため、占用許可が必要な区域を含めることが必要となり、発電設備の設置や維持管理に必要な区域を勘案して指定することとなる。

また、ここで指定する区域の全てが占用を許可する区域とはならないものの、選定事業者以外の者の占用の申請を制限することとなることに留意して、指定する区域は必要最小限にすべきであり、また、建設段階や維持管理段階に応じて指定する区域を

柔軟に変更することを考慮すべきである。

【本法第17条の規定に基づき公示される区域等のイメージ】



3. 公募占用計画の変更等（本法第18条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画の変更の認定の申請があった場合には、本法第18条第2項に定める基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定を行うことができる。

なお、公募占用計画の変更の認定にあたっては、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切な者を選定したことを踏まえ、公募の公平性を損なうこととならないように留意することが必要である。

(1) 認定公募占用計画の変更（本法第18条第1項）

公募占用計画の認定後、選定事業者において、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募占用計画を変更せざるを得ない場合が想定される。

認定公募占用計画の変更にあたっては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない。変更の申請があった場合には、変更後の公募占用計画が本法第15

条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること、洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、本法第18条第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる。

ただし、本法第18条第1項ただし書、施行規則第7条により、公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。

(2) 変更を認める場合の基準（本法第18条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から計画変更の認定の申請があったときは、本法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をするものとする。

なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認することが必要である。

また、変更の認定の判断に当たっては、本法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者または第三者委員会の意見を聴取することも考慮する。

1) 本法第15条第1項第1号～第3号までに掲げる基準への適合（本法第18条第2項第1号）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更後の公募占用計画が本法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていることを確認する。

① 公募占用指針に照らし適切なこと（本法第15条第1項第1号）

本法第13条第2項に示された公募占用指針の各項目について、明らかに公募占用指針の求める要求事項に合致していない公募占用計画の変更は認定しない。

- － 区域、期間が公募占用指針の記載に適合しない公募占用計画の変更
- － 構造や工事実施の方法、維持管理方法等が示されていない公募占用計画の変更
- － その他事業実施体制、許可条件への対応について、事業の確実な実施が難しくなると考えられる公募占用計画の変更

② 本法第10条第2項に該当しないこと（本法第15条第1項第2号）

- － 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく

支障を与える可能性のある公募占用計画の変更は認定しない。

- ③ 発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令の基準に適合していること（本法第15条第1項第3号）

2) 公共の利益の増進又はやむを得ない事情（本法第 18 条第 2 項第 2 号）

第2の基準として、経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることを確認する。

公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情としては、例えば、新たな技術的知見により工事实施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により発電設備等の変更が妥当な場合などが考えられる。

ただし、これらの場合であっても、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することとする。

(3) 認定公募占用計画の変更内容の公示（本法第18条第3項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更の認定をしたときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、認定をした日、認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域、占用の期間及び変更の内容について公示しなければならない。

(4) 軽微な変更についての変更の届出（本法第 18 条第 4 項）

前記のとおり、公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。もっとも、選定事業者が軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

第4章 占用公募を行った場合における占用許可

1. 選定事業者及び国土交通大臣の義務（本法第19条）

選定事業者は、認定公募占用計画に従い、発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

本規定に違反することなく、選定事業者から認定公募占用計画に基づき占用の許可の申請があった場合においては、国土交通大臣は促進区域内海域の占用の許可を与えなければならない。

なお、占用の許可の期間中であっても、認定公募占用計画に従った発電設備の設置や維持管理が実施されず、国土交通大臣により認定公募占用計画の取り消された場合にあっては、占用の許可も取消しとなる。

(1) 選定事業者の責務（本法第19条第1項）

選定事業者は、本法第19条第1項の規定により、認定公募占用計画に従って、発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

そのため、選定事業者は、認定公募占用計画に記したスケジュール等に従って設置工事等が必要となる各種調整及び調査設計等を実施し、認定公募占用計画に記した工事实施の方法等に従って発電設備の設置及び維持管理を行うことが必要となる。

この義務を履行していない場合、例えば、選定事業者が設置工事を実施するまでの準備段階において認定公募占用計画に示した必要な業務を実施していないなど予定より遅延し、その結果、当該計画で示した工事の時期に工事を実施することができないことが確認された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は本法第21条の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消すことができる。

しかしながら、やむを得ない事情により遅延した場合など本法第18条に規定する基準に適合する場合にあっては、選定事業者からの申請により当該計画の変更が可能となるため、取消しの判断に当たっては、遅延した経緯等を事前に確認することとする。

(2) 占用許可及び占用料（本法第10条第6項、第19条第2項）

1) 占用許可（本法第19条第2項）

国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合にあっては、占用の許可を与えなければならない。

ただし、選定事業者が本法第19条第1項の規定に違反したとき（上記(1)）又は詐欺その他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したときに、経済産業大臣及び国土交通大臣が本法第21条の規定により当該認定を取り消した場合にあっては、占用を許可する必要はなく、また、占用の許可の期間中であっても、

本法第21条第3項の規定により占用の許可の効力を失うこととなる。

なお、認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。

占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。

2) 占用料（本法第 10 条第 6 項）

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、促進区域内海域の占用等の許可を受けた者から、占用料又は土砂採取料を徴収することができる。公募を実施するまでの間には、占用料の額を示すこととする。

① 占用料の単価

占用料の単価については、国や都道府県の海域占用料、欧州における占用料の参定例等を参考にしつつ検討する。

② 占用料の算定方法

占用料については、発電設備（変電設備等を含む。）の占用料については、発電設備の投影面積（又は浮体の占用面積）に基づき、送電ケーブル及びチェーンの占用料については、送電ケーブル及びチェーンの長さに基づき算定することが考えられる。

(3) 選定事業者以外の占用の禁止（本法第 19 条第 3 項）

選定事業者以外の者は、本法第19条第3項の規定により、経済産業大臣及び国土交通大臣が公募占用計画の認定をしたとき（当該計画の変更の認定をした場合を含む。）に公示した占用の期間内においては、併せて公示した区域について、占用の許可の申請をすることができない。

第5章 地位の承継、認定の取消

1. 地位の承継（本法第20条）

本法第20条に基づき、選定事業者の一般承継人または発電設備の所有権等を取得したものは、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

ただし、地位の承継の承認に当たっては、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切な者を選定したことを踏まえ、公募の公平性を損なうこととならないように留意することが必要である。

本法第20条に基づき、下記の(1)または(2)に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

選定事業者から、本制度に基づく地位の承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、平素における維持管理や非常時における対応等を適切に実施できる体制を整えているか等、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持等に支障がないか、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更とならないか等の観点に留意し、審査することが必要である。

なお、承認を与える場合は、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、原則として従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

(1) 選定事業者の一般承継人（本法第20条1項第1号）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していたすべての権利・義務を一括して承継したものについては、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認することとする。

(2) 発電設備の所有権等を取得したもの（本法第20条第1項第2号）

選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた発電設備の所有権その他当該発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがないこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切

変更をしない限りにおいて、その承継を承認することとする。

2. 計画の認定の取消し（本法第21条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が認定公募占用計画に従って発電設備の設置及び維持管理を実施していない場合、また、詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けた場合には、当該計画の認定を取り消すことができる。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更を認定したものを含め、本法第21条第1項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- ① 選定事業者が本法第19条第1項の規定に基づき発電設備の設置及び維持管理を実施していないとき。
- ② 選定事業者が詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたとき。

当該規定に基づき認定を取り消した場合、認定公募占用計画に基づき与えられた促進区域内海域の占用許可は、その効力を失うこととなる。なお、取消しの判断にあたっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認することとする。

第6章 罰則

1. 罰則（本法第31条、第32条）

国の職員等が公募占用計画の認定に関し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定に係る公募に関する秘密を教示すること又はその他の方法により占用公募の公正を害すべき行為は、本法第31条の規定に基づき処罰の対象となる。

また、偽計又は威力を用いて占用公募の公正を害すべき行為をした者、占用公募につき公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者については、本法第32条の規定に基づき処罰の対象となる。

占用公募により公募占用計画を認定する場合、手続の公正性を確保する必要がある。そのため、国の職員が、公募占用計画の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定に係る公募に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、本法第31条の規定に基づき、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処することとなる。

また、偽計や威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者、占用公募につき公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者については、本法第32条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなる。

第7章 本運用指針の補足

1. 運用指針の補足

事業者の予見可能性を可能な限り高めるため、特に、全国で統一的に周知すべき事項がある場合など、本運用指針の補足等がある場合は、経済産業省及び国土交通省は、関係省庁の所管に関する事項については関係省庁と相談の上、HP 等において周知することとする。

別紙 参加資格

申請者は次に掲げる要件を満たす企業、又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

- (1) 公募占用計画が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条（同条第1項第2号、第2の2号、第9号、第10号及び第10の3号から第12号並びに第2項第2号、第5号から第7号及び第9号を除く。）及び第5条の2（同条第1号及び第2号を除く。）に規定する基準に適合するものであること。この場合において、「当該認定の申請」とあるのは「当該公募占用計画」と、「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、「環境影響評価（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第1項に規定する環境影響評価をいう。第12号ロにおいて同じ。）を行っている場合にあっては、」とあるのは「環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあっては」と読み替えるものとする。
- (2) 申請者が、次のいずれにも該当する者であること
 - ① 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること
（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること）
 - ② 国内外における風力発電の設置及び運営実績（1万kW以上、かつ、公募開始の日前10年以内に行われた実績に限る）があること
 - ③ 国内外における海洋土木工事の実績（公募開始の日前10年以内に行われた実績に限る）があること。
（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む）
 - ④ 想定する金融機関の国内におけるプロジェクトファイナンス等の融資実績及びLOI等があること
- (3) 申請者が、次のいずれにも該当しない者であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと）
 - ① 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ② 法人であって、その役員のうち①に該当する者があるもの

③ 次のいずれにも該当しない者

イ) 次の申立てがなされている者

- a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
- c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

ロ) 経済産業省及び国土交通省により、現に指名停止措置を受けている者

ハ) 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者

ニ) 法人税の滞納者

ホ) 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者

ヘ) 次に該当する者

- a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- f 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

ト) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないこととされた者

- a 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取り消しを受けた者
- b 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者自ら確保した系統を承継しなかった者
- c 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった者
- d 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係

- る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
- e その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者